

## 介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

介護職員の処遇改善加算についてはこれまでも何度かの取り組みがなされてきました。令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当有限会社におきまして令和2年7月から介護職員等特定処遇改善加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり次の3つの要件を満たす必要があります。

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページの活用や介護サービスの情報公表制度の活用等、外部から見える形で公表すること。

以上の要件に基づき、当有限会社における処遇改善に関する賃金以外の具体的な取り組みにつきまして、以下の通り公表いたします。

## 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容について

### 【職場環境等要件】

| 分類           | 内 容   | 実 施 事 項  |
|--------------|---|--|
| 資質の向上        | 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員の確保を含む） | 資格取得や資格更新に向けての支援をし、勤務シフトの調整等を図り研修や講習等が受けやすい環境を整えている。<br>各種研修については、それぞれの希望を取り入れ計画書に基づいて行っている。 |
| 労働環境<br>処遇改善 | 子育てとの両立を目指すための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備  | 育児休業制度の整備をし、希望に応じて勤務形態の見直し等を図っている。   |
|              | ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善   | 毎朝、ミーティングを開き、情報共有を図り介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容に反映させている。  |
|              | 事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化  | 事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成及びシュミレーション、現場検証を実施し、気づきや責任の所在の明確化を図っている。                                 |
| その他          | 健康診断・心の健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備  | 健康診断・心の健康等の健康管理面の強化、職員休憩室の整備をしている。   |
|              | 介護サービス情報公開制度の活用による経営・人材育成理念の見える化  | 毎朝、施設の理念を職員全員で斉唱し再確認している。  |
|              | 非正規職員から正規職員への転換   | 非正規職員から正規職員への転換図っている。<br>職員の実状に配慮した勤務シフトを作成し、負担の軽減を図っている。                                    |